

磐田市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 6 日

磐 田 市 長 草地 博昭

磐田市条例第 26 号

磐田市税条例の一部を改正する条例

磐田市税条例（平成 17 年磐田市条例第 66 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条第 3 項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「という。）」の次に「（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第 22 条の 2 第 2 項中「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項」に改める。

第 27 条第 1 項ただし書中「及び第 28 条の 3 第 1 項」を「並びに第 28 条の 3 第 1 項及び第 2 項第 4 号」に改める。

第 28 条の 2 第 1 項第 2 号中「除き、」を「除く。次条第 1 項第 2 号において同じ。）」に改め、「。次条第 1 項において同じ」を削り、同条第 5 項中「次条第 4 項」を「次条第 5 項」に改める。

第 28 条の 3 第 1 項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第 203 条の 6 第 1 項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第 203 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第 13 条第 1 項第 1 号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が 900 万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が 95 万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第 3 号において同じ。）（退職手当等（第 48 条に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又

は扶養親族（年齢 16 歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）を有する者

- (3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第 13 条第 1 項第 1 号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第 48 条の 9 の 7 の 3 に定める金額に満たない者を除く。）であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢 16 歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）を有する者

第 28 条の 3 第 5 項中「第 3 項」を「第 4 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「第 48 条の 9 の 7 の 3」を「第 48 条の 9 の 8」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に、「法第 317 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書に」を「同条第 1 項の規定による申告書に」に、「法第 317 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書を提出する」を「同条第 1 項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第 314 条の 2 第 1 項第 6 号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第 70 条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては 20 万円」を削り、「150 万円」を「180 万円」に改める。

附則第9条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第13条の2の前の見出し及び同条を削る。

附則第13条の2の2に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「令和7年」を「令和12年」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第13条の2の2第1項」を「附則第13条の2第1項」に改め、同条を附則第13条の2とする。

附則第13条の3中「又は附則第43条第1項」を「、附則第39条第1項又は附則第43条第1項」に、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第14条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第13条の2の2第1項」を削る。

附則第15条の2中「附則第7条の2第4項」の次に「（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第16条の2第3項中「附則第15条第21項」を「附則第15条第20項」に改め、同条第4項中「附則第15条第22項第1号」を「附則第15条第21項第1号」に改め、同条第5項中「附則第15条第22項第2号」を「附則第15条第21項第2号」に改め、同条第6項中「附則第15条第22項第3号」を「附則第15条第21項第3号」に改め、同条第7項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第8項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第11項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に、「3

分の2」を「2分の1」に改め、同条第12項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第13項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に、「7分の6」を「5分の3」に改め、同条第14項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第15項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第16項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、同条第17項から第19項までを削り、同条第20項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第17項とし、同条第21項中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改め、同項を同条第18項とし、同条第22項を同条第19項とし、同条第23項を同条第20項とし、同条に次の1項を加える。

21 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

附則第17条第7項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第8項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第9項第5号及び同条第11項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第14項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第15項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加し

た事項を含む。)又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号中「第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂」を「第5条各号に掲げる特別特定建築物(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。)」に改める。

附則第31条の2第3項第2号、附則第32条第3項第2号及び附則第33条第3項第2号中「、附則第13条の2第1項及び附則第13条の2の2第1項」を「及び附則第13条の2第1項」に改める。

附則第34条第1項中「令和8年度」を「令和11年度」に改め、同条第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に、「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項(第2項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第36条第5項第2号及び第37条第2項第2号中「、附則第13条の2第1項及び附則第13条の2の2第1項」を「及び附則第13条の2第1項」に改める。

附則第39条から第42条までを次のように改める。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第 3 9 条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第 3 8 条の 2 第 1 項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第 1 8 条第 1 項及び第 2 項並びに第 2 0 条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第 1 8 条の 6 の 4 で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第 1 号の規定により読み替えて適用される第 1 9 条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の 1 0 0 分の 3 に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第 1 9 条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第 3 9 条第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (2) 第 2 2 条から第 2 3 条まで、第 2 4 条第 1 項、附則第 1 2 条第 1 項及び附則第 1 3 条の 2 第 1 項の規定の適用については、第 2 2 条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 3 9 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 2 2 条の 2 第 1 項前段、第 2 3 条、第 2 4 条第 1 項、附則第 1 2 条第 1 項及び附則第 1 3 条の 2 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 3 9 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 2 2 条の 2 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 3 9 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第 2 5 条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第 3 9 条第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第 3 9 条第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

- (4) 附則第 8 条の規定の適用については、同条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 3 9 条第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第 2 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 3 9 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

第 4 0 条から第 4 2 条まで 削除

附則第 4 3 条第 2 項第 2 号中「、附則第 1 3 条の 2 第 1 項及び附則第 1 3 条の 2 の 2 第 1 項」を「及び附則第 1 3 条の 2 第 1 項」に改める。

附則第 4 4 条の 2 第 2 項第 2 号及び同条第 5 項第 2 号並びに附則第 4 4 条の 3 第 2 項第 2 号及び同条第 5 項第 2 号中「、第 1 3 条の 2 第 1 項及び第 1 3 条の 2 の 2 第 1 項」を「及び附則第 1 3 条の 2 第 1 項」に改める。

附則第 5 5 条中「第 9 項、第 1 3 項から第 1 7 項まで、第 1 9 項、第 2 0 項、第 2 4 項、第 2 7 項、第 3 1 項から第 3 3 項まで、第 3 6 項、第 3 7 項、第 4 1 項若しくは第 4 4 項」を「第 8 項、第 1 2 項から第 1 6 項まで、第 1 8 項、第 1 9 項、第 2 3 項、第 2 6 項、第 3 0 項から第 3 2 項まで、第 3 5 項、第 3 6 項、第 4 0 項若しくは第 4 3 項」に改める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 2 7 条第 1 項ただし書、第 2 8 条の 2 及び第 2 8 条の 3 の改正規定並びに附則第 9 条の改正規定及び附則第 1 3 条の 2 の 2 第 1 項の改正規定（「令和 2 0 年度」を「令和 2 5 年度」に改める部分及び「令和 7 年」を「令和 1 2 年」に改める部分に限る。）並びに次条第 1 項及び第 2 項の規定 令和 9 年 1 月 1 日
- (2) 第 7 0 条の改正規定及び附則第 3 条第 2 項の規定 令和 9 年 4 月 1 日
- (3) 第 2 2 条の 2 第 2 項の改正規定並びに附則第 1 3 条の 3 の改正規定（「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項」に改める部分に限る。）、附則第 1 5 条の 2 の改正規定及び附則第 3 4 条の改正規定（同条第 1 項及び第 2 項中「令和 8 年度」を「令和 1 1 年度」

に改める部分を除く。)並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日
(4) 附則第13条の3の改正規定(前号に掲げる改正規定を除く。)及び
附則第39条から第42条までの改正規定並びに次条第3項及び第5項
の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法
律(令和8年法律第 号)の施行の日の属する年の翌々年の1月1日
(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の磐田市税条例(以下「新条例」という。)
第28条の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行
の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第28条
の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべ
き公的年金等について提出したこの条例による改正前の磐田市税条例第2
8条の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 前条第1号に掲げる規定による改正後の磐田市税条例附則第13条の2
第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月
1日以後に所得税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第12号。以
下この項において「所得税法等改正法」という。)第7条の規定による改
正後の租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条第1項に規定
する居住用家屋(同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用
家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。)若し
くは既存住宅(同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅
とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規
定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定
する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(同条第17
項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同
条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は
当該特例増改築等に係る部分に限る。)又は同条第6項に規定する認定住
宅等(同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみな
される同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の
定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民
税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による

改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 前条第4号に掲げる規定による改正後の磐田市税条例附則第13条の3の規定は、前条第4号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び第5項において「4号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、4号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第34条第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第34条第1項の土地等の譲渡について適用する。

5 新条例附則第39条の規定は、4号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第70条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」

という。) 附則第 15 条第 25 項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 4 平成 30 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に旧法附則第 15 条の 11 第 1 項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。